

# 人間の経済

第2期 第 **9** 号 (通巻 87 号) 2005年3月30日刊

## 目次

モハトラ契約と地域通貨

森野 榮一

清算遅延・分割型WAT券

森野 榮一



## モハトラ契約と地域通貨

森野 榮一

高利を禁ずる取り組みは、増加していく債務の重荷が人々の経済的厚生を害するとして、あらゆる債務を7年ごとにキャンセルさせた古代ギリシャ人を取り上げるまでもなく、古くから各地にみられるものです。

今日でも、金銭を目的とする貸借につき、たとえば、利息制限法は利息の最高限を決めていて、こう規定しています。

第1条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満の場合

年2割

元本が10万円以上100万円未満の場合

年1割8分

元本が100万円以上の場合

年1割5分

ところがこうした禁止をかいくぐろうとする悪知恵も古くからあります。

有名なパスカルはエスイタ教徒のエスコバル(1589 - 1669)を批判したことで知られていますが、そのエスコバルはモハトラ契約という金利を禁じたキリスト教の戒律を逃れる手法について述べています。

モハトラ契約とはふつう、

商品をかけで高く売る、そして

直ちに廉価で買い戻す

スペインで行われた取引手法といわれます。

これは具体的には、AはBに商品を販売し、代金(たとえば100円)は、\*か月先に支払うこととするわけです。

そうしてAはいまBに売った商品を直ちに60円で買い戻す契約をします。Bは60円を受領し、\*か月後に100円をAに支払うこととなります。実際に商品は動きません。つまり実質的に、Bは\*か月間、60円の借り入れで、40円の高利を負担することになるのです。なぜなら\*か月後に100円をAに支払うわけですから。

この手法は金銭を目的とする貸借を売買に偽装するものなのです。  
たとえば\*\*のその筋がよくしたという手口は、  
私はカネを必要としている。それを借りたいと考えている。

あなたは私がもっている家財を売ってくれば、代金を支払おうという。

もちろん家財の引渡は即座でなくともよく、使い続けてよい。

私はあなたから代金を受け取るが、それには売買に係る条件があって、3か月後により高い金額で家財を買い戻さなければならない。

ここで家財は動かない。

しかし確実にあなたは私から法で禁ずる以上の利息をせしめていく。

ところで、地域通貨を議論する場で、現金で地域通貨を購入してもらい（購入でなく寄付とかいろいろ表現はありますが、とにかく円と引き換えに地域通貨を得る）、その地域通貨を現金に交換するという仕組みが話題にされます。

私は地域通貨を入手したいと考えた。

円貨を支払うとこれが購入できる。

購入した地域通貨は任意の人間が、任意か、所定のときか、いずれであっても望めば円貨に変換できる。

<そこで>

地域通貨の運営者は円貨を手に入れた。

私は地域通貨を手に入れた。

100円で100点を買ったわけだ。

私は地域通貨を使えた。なぜなら使う先はそれが円に変わるので受領してくれたから。

使う先はそれで円貨を買い戻そうとした。100点額面の地域通貨で90円購入できた。10円分は、

交換の手数料であり、

その負担を回避したければ、地域通貨として使われ、地域通貨の循環が促進されて経済効果が上がることが期待されるからという理屈であり、

交換手数料の収入は地域通貨団体の運営費に充てることのできる

からだという。

つまり実物ベースでの請求権（地域通貨）という商品を100円で売った。それはいつでも買い戻す。

但し1割割り引いてからだ、と！

たしかに、地域通貨購入者をAとし、代金としてそれを受け入れた者をBとすると、AはBにカネを貸したわけではありません。Aは地域通貨という実物への請求権を行使してモノを手に入れました。Bは自分の資産を売っただけです。AとBの間に、金銭目的の貸借などありうるはずがありません。ましてやBが代金として受領した地域通貨を支払い手段として、Cに、CがDにと順に使っていけば、地域通貨による経済効果があります。しかし誰かが、いつかカネに代えるわけです。最初と最後に必ず登場する人物がいますね。それは地域通貨の運営団体です。そこは、自らの信用に基づき地域通貨を発行し、カネを代価として受領していました。そしてカネで買い戻しました。そのさい、手数料を取って。この差額は利益といわれるべきでしょう。

これはモハトラ契約とは違い別のなにかを偽装しているのかもしれない。

ここで問題は、地域通貨運営者にとっては、常に円貨のベースで考え、勘定が立つてしまうところにあるといえましょう。

それに、その主宰団体が最初に売ったものといったら、自己が責を負うべき請求権ではありません。参加者たちの財や役務に対するそれです。であるのに最後の円貨への清算の段になって利益がでることになります（博打場が掛札をカネに代えるとき手数料をとるのに似ていますね）。

では、主宰団体が100%の両替をなせばよいかとなりますが、その場合でも主宰団体は自らの所有しないモノ・サービスを売っている（請求権証書を事前に渡し事後に清算する）ともいえます。イスラーム教徒であれば、じぶんのモノでないものを売買してはならないという戒律に触れるでしょう。

地域通貨はバーターであるといわれるのは、利率を考えると円貨ベースで考えないということです。ある財への地域通貨建て債務額はその財自体で測る自己率においてゼロです。これをマイナスにすることも運営上できます。いずれも互済の仕組みとして設計されています。それが、この仕組みに円貨との関係で入口と出口を付けることで、**自らが手に握らないモノを売買することで利をあげる仕組み**になってはいませんか。

そうすると、地域通貨として流通しないほど、すぐに円貨に代えられるほど主宰団体は利益があがることになり、地域通貨の使用を制限し、円貨への変換を促しているところさえあります。つまり、流通させなければ、させなくするほど円貨による地域通貨需要が増し、地域通貨の売上が増えるからです。ここでは事ははなはだ逆説的な事態となっているといわざるをえません。

つまり、円貨基準で考えている限り、地域通貨はたんなる売買を偽装した、利益取得の巧妙な仕掛けとなってしまう可能性があるのです。

なぜなら、ここではモハトラ契約とは違いますが、こうなっているからです。

主宰団体は自己が非所有の会員の財や役務がそれによって入手しうるからといって、たとえいくばくかの担保となる資金を積んでいる場合でさえ、任意に請求権証書（地域通貨）を発行し

これを販売し、円貨を得て

割り引いて買い戻しています。

たしかに、AやBやC・・・は必要なモノを入手していますから、ソンはないといえるかもしれませんが、最後の円貨への交換者は負担を強いられます。

これは出口に負担者を置く方式です。

もちろん、入口に負担者を置く方式もあります。

当然ながら、地域通貨はこうしたものではありません。しかし、地域通貨がその胴元による、なにも仕入れることがないという意味で効率的な売買の偽装にならないよう気を付けるべきかもしれません。

## 清算遅延・分割型WAT券

森野 榮一

WATで円貨購入をするのに応じてくれる方はなかなかいません。そこでプレミアムをつける増価型WATが、MAAS券のように工夫されるわけです。つまり、現在活動資金としたい円貨をいま都合をつけ、将来の成果で返済するわけです。そのさい、WAT建て債券に増価部分をつけ、ただいま円貨を放棄してくれた流動性放棄の代償としてクーポンがつくわけです。そのクーポン部分は、時の経過のなかで順次有効となっていきます。この時間の経過に依存するクーポンの効果は、

- ・ 貸付人に、性急な振出人への清算請求を思いとどまらせ、クーポン部分が有効になるまでWAT券を保有させようとしたり[保有の督励]、第三者に有効となる予定のクーポン付きということで支払い手段として受け入れられやすいので振出人以外の人間に使用したい[流通の督励]という動機が働きます。

- ・ これはまた、WAT券は清算期日の指定のない特殊な手形ですから、いつ清算請求されるかも知れず、振出人が十分な成果をあげ得ない早期の段階で清算請求されることを回避したい発券人にはメリットとなる、

という点にあります。

ところが、

- ・ WAT債務高が大きかったり
- ・ 振出人が清算する財やサービスに人気があったり

する場合は、第三者への支払い手段として使われず、また保有してクーポン部分の有効化を待たずに、振出人への清算請求が行われる可能性があります。

そこで清算遅延・分割型増価リアルワットが考えられます。

これは額面価額（パーバリュー）の部分にも、時間の経過で清算請求が有効となる仕組みを入れてしまうものです。この増価型ワットは

- ・ 振出人が、たとえば10000円を10ワット券11枚一綴りの、一枚一枚切り離せ

るワット券によって財やサービス、他の通貨を購入します。

・この1枚1枚には、有効となる日付が書いてあって、1か月経過するごとに、有効になります。プレミアムの10ワットは11か月目に有効になります。つまりパーの分も明示的に償還が据え置かれるわけです。

具体的に考えてみますと、たとえばなないろ農場のような良質で人気のある産品を生産しているところで、すでにデザインされている少年尊徳版1WAT代用券がありますが、そこで1000円を出してくれたら

・ 代物として、1WAT代用券11枚を渡します。

・ ゴム印で

< 年 月より清算に必ず >

というのを作っておき券面に押します。

・ 代物支払いのとき、一枚ずつ、

例えば、取引日が3月14日であれば

05年4月

05年5月

と順次、11か月分書き入れます。

開始月を1か月ずらし5月からはじめてもかまいません（理由：10か月で1枚プレミアムがつきますので、およそ月利1.7%くらいの高利ですから据え置き1か月を入れる）。こうして農場には円貨が入り、現物償還請求に追われることなく農業をなし、消費者は、農産物購入に使えるプレミアム付きWAT券が入手でき、農場の産品購入に使えますし、場合によっては、第三者にも支払い手段として使えるわけです。

この清算遅延・分割型リアルWATは作成もラクです。ゴム印とホチキスがあれば、1WAT券11枚を束ねて完成です。現金授受のとき、引換に、年と月を記入して取引します。

これをもっと長期に設計すれば、まるで逆（リバース）報徳金の仕組みのようにすることもできます。

[参考文献]

森野榮一、「減価型WATの実現」、「人間の経済」、第二期第一号（通巻79号）2005年3月5日。

森野榮一、「スリップ併用型交換リングにおけるカレンダーマネー活用法」、「人間の経済」、第二期第二号（通巻 80 号）2005 年 3 月 7 日。

森野榮一、「P2P 型減価マネーの基本性格」、「人間の経済」、第二期第五号（通巻 83 号）2005 年 3 月 20 日。



編集・発行 **ゲゼル研究会**

221-0021 横浜市神奈川区子安通3-321森野榮一気付

Gesell Research Society Japan <http://grsj.org/> [info@grsj.org](mailto:info@grsj.org)

Gesell Research Society Japan all rights reserved 許可無く複製・再配布を禁ず